

化学物質管理の大転換

法令準拠型から自律的な管理へ

—背景・自律的な管理の概要・対応—

城内 博

化学物質情報管理研究センター
労働安全衛生総合研究所



本日説明会の進め方

- 「法令準拠型」から「自律的な管理」への背景
- 自律的な管理：事業者の対応
- 政省令改正概要
- 質問・コメント



今回の改正の目的

労働者の化学物質の危険性・
有害性への理解を高め、
リスクアセスメントに基づく
自律的な管理を行う



「法令準拠型」から 「自律的な管理」への背景



化学物質管理の国際的な潮流

- ハザード管理からリスク管理へ
- 法令準拠型から自律的な管理へ



ハザード管理からリスク管理へ

- 1958年 米国 食品衛生 デラニー条項 “いかなる量であっても発がん物質を食品に使用してはならない”
 - 発がん性物質には閾値は存在しない ➡ 発がん性があれば禁止
 - 自然食品も含めた全ての発がん性を有する物質の禁止は不合理
- 1977年 米国 食品医薬品庁 新概念の提示 “無視しうる発がんリスクレベル” (生涯リスクが100万人に1人だけ増加)
- 1983年 米国科学アカデミー リスクアセスメントの枠組み提示
 - ① 危険性・有害性の特定 ② 量－反応評価
 - ③ ばく露評価 ④ リスクの総合判定
- 1990年 米国連邦清浄大気法改正 “安全とはゼロリスクを意味するものではなく、リスクアセスメントに基づいて受容しうるレベルが検討されなければならない”
- 1996年 デラニー条項の廃止



ILO条約及び勧告等から見る化学物質管理の変遷



年	ILO条約および勧告
1919	鉛中毒に対する婦人及び児童の保護に関する勧告(ILO第4号)
1919	燐寸製造に於ける黄燐使用の禁止に関する1906年のベルヌ国際条約の適用に関する勧告(ILO第6号)
1921	ペイント塗における白鉛の使用に関する条約(ILO第13号)
1925	労働者職業病補償に関する条約(ILO第18号)
1929	産業災害の予防に関する勧告(ILO第31号)
1960	電離放射線からの労働者の保護に関する条約(ILO第115号)及び勧告(ILO第114号)
1971	ベンゼンから生じる中毒の危害に対する保護に関する条約(ILO第136号)及び勧告(ILO第144号)
1974	がん原性物質及びがん原性因子による職業性障害の防止及び管理に関する条約(ILO第139号)及び勧告(ILO第147号)
1986	石綿の使用における安全に関する条約(ILO第162号)及び勧告(ILO第172号)
1990	職場における化学物質の使用の安全に関する条約(ILO第170号)及び勧告(ILO第177号)
1993	大規模産業災害の防止に関する条約(ILO第174号)
2001	労働安全衛生マネジメントシステム(ILOガイドライン)
2006	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約(ILO第187号)及び勧告(ILO第197号)

化学物質管理の変遷

20世紀初頭

比較的に急性で重篤な中毒作用の対策や補償



20世紀中期

がんなどの慢性的な疾病が問題



20世紀末

予防的対策



21世紀

自律的な取り組みが主流

化学物質管理の潮流

法令準拠型



自律的な管理

- 国が全ての化学物質を法令のみで管理することをあきらめた
(急激な物質数の増大と使用形態の多様性)
➡ REACH(2007年)、化審法改正(2009年)
- 安全衛生マネジメントシステム(自律的な管理)の前提となっているのは化学物質の危険性・有害性に関する情報の提供

自律的な管理(1974年英国「職場における保健安全法」)

法律は原則のみとし、規則、指針、承認実施準則などで補完する体系
事業者は合理的に実施可能な限りにおいて対策を講じる
訴訟等が起きたときには、事業者は十分な防止対策を講じていたことを証明できなければ罰則が適応される



化学物質管理の潮流・義務

化学物質管理は国際的な枠組みで実行され、
各国はそれへの対応が求められている

地球温暖化対策、オゾン層破壊物質対策、
GHS導入、SDGs実行 等々



化学物質による事故・健康障害事例

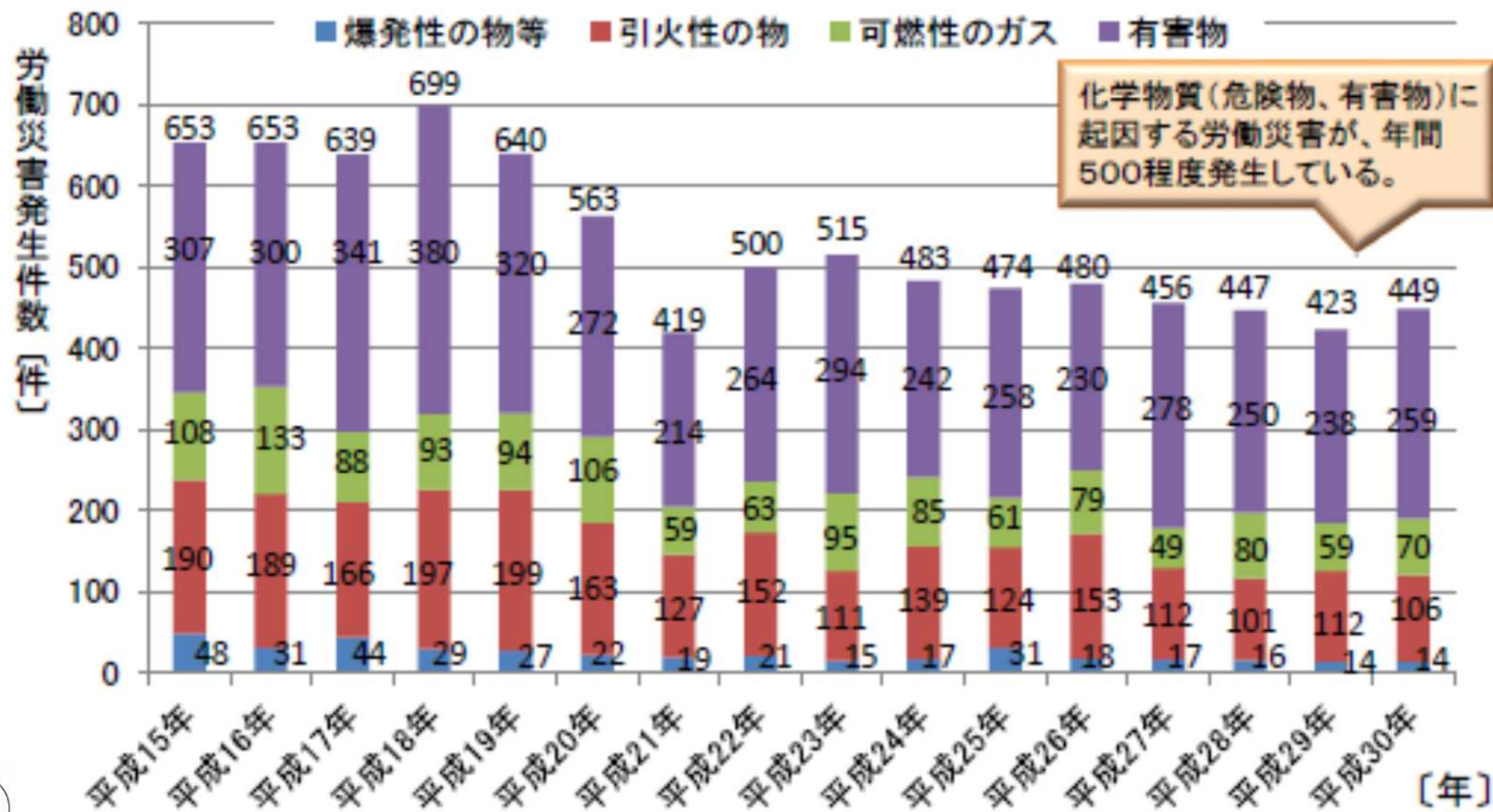


化学品による健康障害

- 世界には1億9000万種以上（CAS：アメリカ化学会、物質に固有の番号を割り当てるサービスを行っている）の物質が存在する
- 10億人の労働者が危険有害な化学物質にばく露されている（ILO 2019）
- 200万人が化学物質により死亡している（WHO 2019）
- 数万の化学品が工業的に使用されているにも拘わらず、行政的に管理が行われているものは数千物質である
- 日本では毎年500人の死傷病（休業4日以上）が発生しており、原因物質の8割は特別規則の対象外である
- 消費者製品による危害も年間1万件以上の報告がある



化学物質（危険物、有害物）に起因する 労働災害（休業4日以上）



注) 本資料は、労働者死傷病報告のうち、起因物が「爆発性の物等」「引火性の物」「可燃性のガス」「有害物」であるものを、集計したものである。

化学物質による健康障害

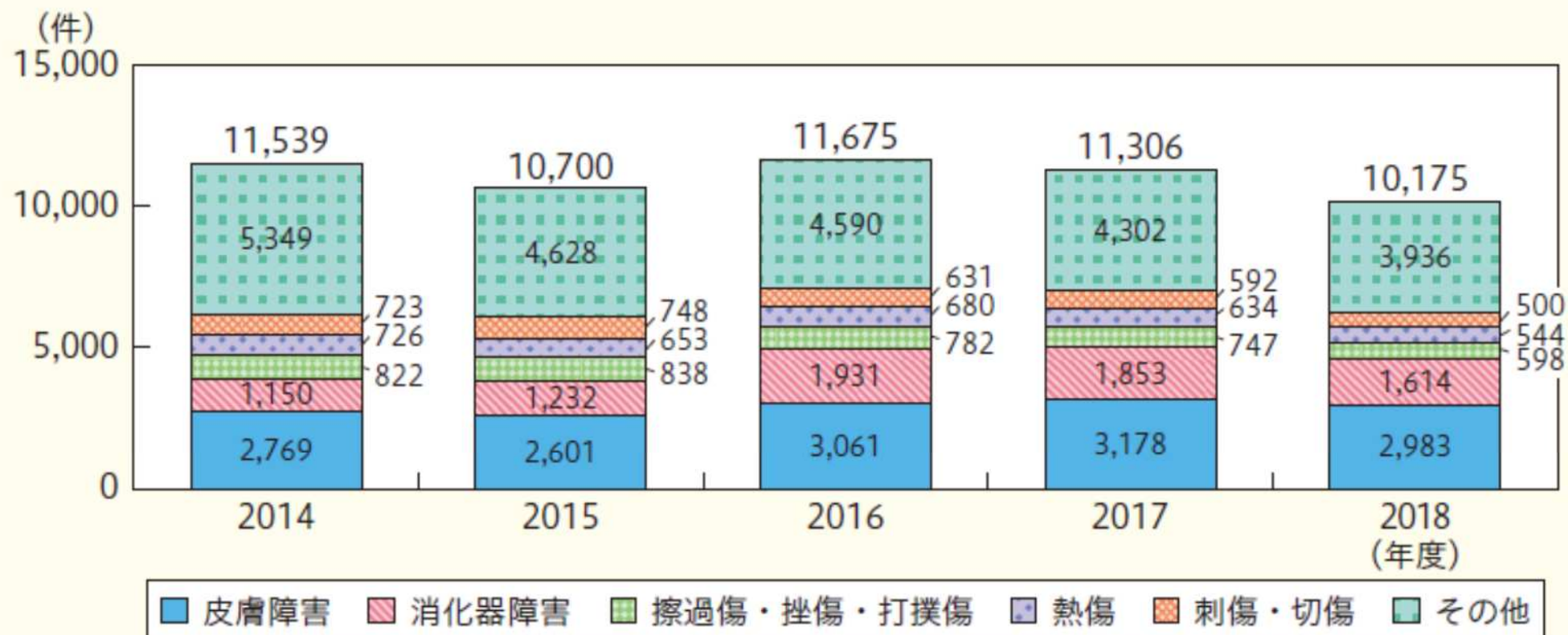
＜平成30年の労働者死傷病報告のうち、事故の型が「有害物等との接触」であるもので、その起因物が化学物質であるものを、原因物質別、障害内容別に集計したもの＞

	件数	割合	障害内容別の件数		
			※複数の傷害が発生しているものがあるため、合計値は件数と合わない場合がある ※（ ）内は障害内容別の件数を合計したものに対する割合		
			吸入・経口による中毒、障害	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77	18.5%	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特定化学物質	47	11.3%	19	12	24
有機溶剤	28	6.7%	17	6	10
鉛	2	0.5%	2	0	0
四アルキル鉛	0	0%	0	0	0
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114	27.4%	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63	15.1%	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162	38.9%	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416		68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)



消費者製品による危害(消費者白書2019年)

図表Ⅱ-1-2-4 危害情報の件数



(備考) PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2019年3月31日までの登録分)。

化学物質による健康障害事例

主な原因：“有害性に関する情報不足” ①～③

- ① 情報がなかった（黄燐による顎骨壊死、ベンゼンによる再生
不良性貧血、n-ヘキサンによる末梢神経障害など）
- ② 情報が知らされなかった（印刷工の胆管がん、ノロウィルス
対策製品による皮膚障害、危険ドラッグなど）
- ③ 情報を理解しなかった（毛染め剤による皮膚障害など）
（例における情報の有・無は時代により異なることに注意）

さらに、

- ④ 不適正管理・不安全行動による もの。



危険性・有害性に関する情報伝達の重要性

- 人は狩猟採集生活時代から、五感を通してまた経験から、危険性・有害性を認知し、回避する方法を学んできた
- それらの危険性・有害性を口承や文書で伝える方法を確立した
- 化学物質は感覚（視覚、臭覚、触覚、聴覚）や経験が役に立たない、つまり容易に認知できない危険性・有害性を持っている
- 危険性・有害性が認知できなければ、それを回避することはできない
- 化学物質による危害を防ぐためには、そのものもつ**危険性・有害性**を「**見える化**」する必要がある



表示 （標識、色分け、ラベル、SDSなど）



危険性・有害性に関する情報が無ければ、
予防措置はできない！
労働者との情報共有が最も大切！



自律的な管理のための前提
取扱い者が危険性・有害性を知っていること

危険性・有害性に関する 情報伝達の重要性 及び GHSの導入

(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)



危険性・有害性に関する表示(ラベル・SDS)制度

- 欧州の規則では、化学品の危険性・有害性を調査して、その結果をラベルに記載しなければ市場に出せない(1970年代には施行)
- 米国には「危険有害性周知基準」があり、労働者には危険性・有害性を伝えなければならない(1980年代に施行)
- 欧米では法で規制する必要があると認識されている
- 以前は世界統一的なシステムはなかった
(ただし、国連危険物輸送勧告は1950年代に制定)



GHSの策定(2003年、国際連合)



日本の制度で欠けていたもの



化学物質の危険性・有害性 に関する情報伝達

欧米では法令で規制されている
事業者の「知らせる義務」、
労働者、消費者の「知る権利」
が日本では制度化されなかった
米国ではさらにGHS以降、労働者の
「理解する権利」が謳われている

日本の化学物質管理に関する法令の特徴

- 災害や疾病の事後対策として策定された
- 物質や作業列挙によるリスク管理の制度である
- 危険性・有害性の情報伝達がリスク管理の一部として位置づけられている
 - ➡ 包括的な情報伝達システムが無い
- 唯一、**労働安全衛生法第57条**だけが、危険性・有害性を包括的にわかりやすく伝えることを規定していた
- しかし分類および表示の対象となる物質数が限定され、その危険性・有害性情報も十分でなかった



GHSとは

- GHS: 化学物質の危険性・有害性を世界統一の基準で分類し、その結果をラベルやSDSで伝達するシステム

【GHSの適用範囲】

- 全ての危険有害(物理的危険性、健康有害性、環境有害性)な化学品(純粋な化学物質、その希釈溶液、化学物質の混合物)
ただし、物品は除く
- 医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等はラベルの対象物質から除く(工場などの生産ラインは適用範囲)
- 情報伝達の対象は、労働者、消費者、輸送関係者、緊急時対応者など



GHSラベル例

① (化学品特定名)

メタノール

メチルアルコール(100%)

国連番号 1230

CAS No. 67-56-1

② (会社名・連絡先)

国連GHS株式会社
ジュネーブ、平和通り
スイス

Tel. 41 22 917 00 00

Fax. 41 22 917 00 00

危険

③ (注意喚起語)



④ (絵表示)

引火性の高い液体および蒸気
飲み込むと有害のおそれ

重篤な眼への刺激

生殖能または胎児への悪影響のおそれ

臓器(中枢神経系、視覚器、全身毒性)の障害

呼吸器への刺激のおそれ

眠気およびめまいのおそれ

長期にわたるまたは反復ばく露による臓器(中枢神経系、
視覚器)の障害

⑤ (危険有害性情報)

⑥ (注意書き)

取り扱い注意

- ・ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと
- ・ この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと
- ・ 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙
- ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること
- ・ 保護手袋および保護眼鏡/保護面を着用すること
- ・ 屋外または換気の良い区域でのみ使用すること
- ・ ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと
- ・ 取扱い後はよく手を洗うこと
- ・ ばく露またはその懸念がある場合、医師の診断/手当てを受けること
- ・ 容器を密閉し、施設して涼しい所/換気の良いところで保管すること
- ・ 内容物/容器を規則に従って廃棄すること

火気厳禁 第四類引火性液体 アルコール類 水溶性液体 危険等級 II

医薬用外劇物

⑦ (国内関連法規)



爆発物
自己反応性
有機過酸化物



可燃性/引火性
エアゾール
加圧下化学品
自己反応性
自然発火性
自然発熱性
有機過酸化物



酸化性



高圧ガス
加圧下化学品



金属腐食性
皮膚腐食性
眼に対する重篤な損傷性



水性環境有害性



急性毒性
(高毒性)



変異原性
発がん性
生殖毒性
呼吸器感作性
特定標的臓器毒性
誤えん有害性



急性毒性(低毒性)
皮膚刺激性
眼刺激性
皮膚感作性
特定標的臓器毒性
オゾン層への有害性

絵表示(ピクトグラム)

労働安全衛生法・労働安全衛生規則の改正

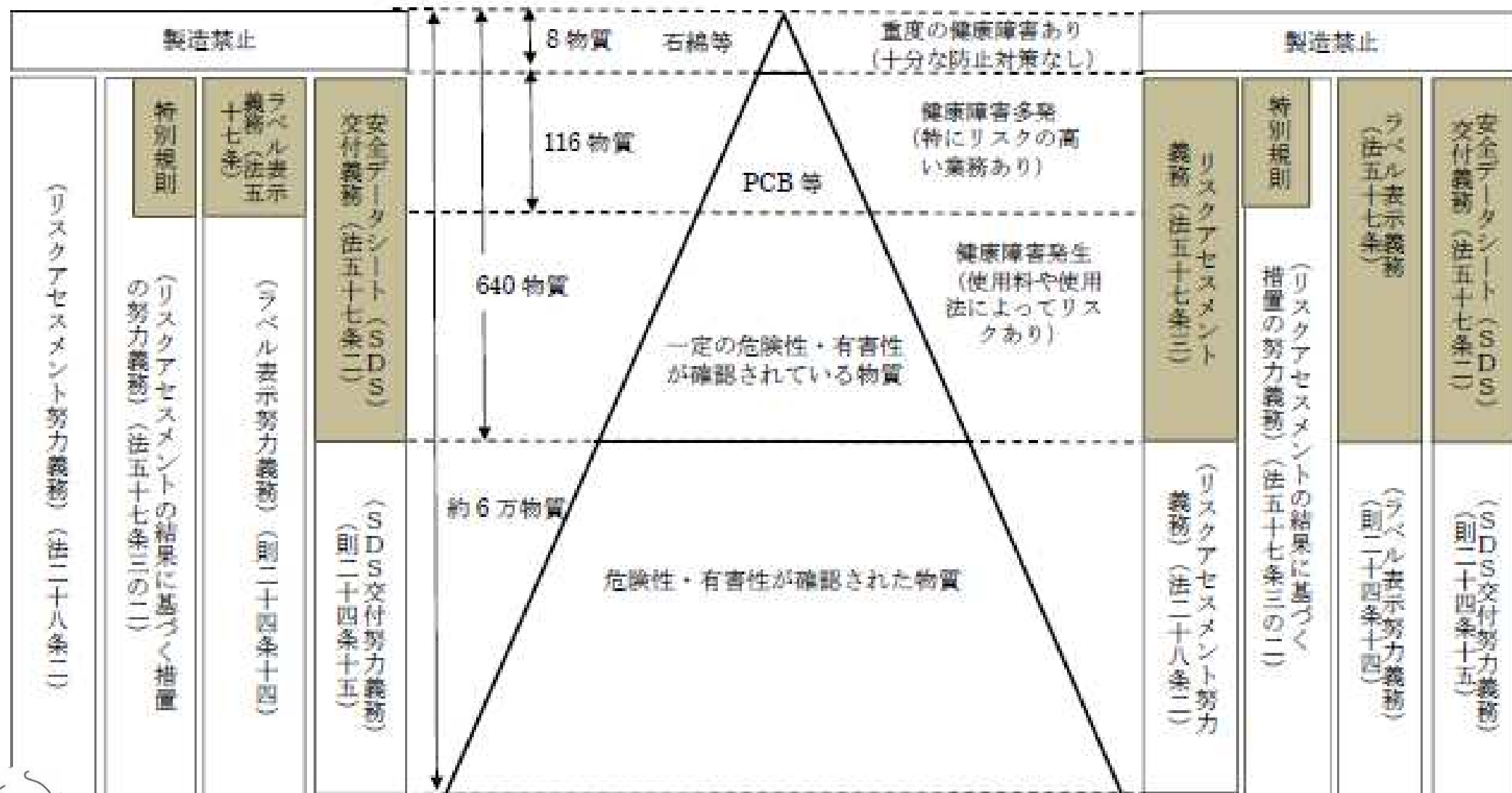
- 2006年
危険有害物質の情報伝達の義務化(法57条:ラベル貼付 107物質、法57条の2:SDS交付 640物質)—GHS(JIS)を参照
- 2006年
リスクアセスメントの努力義務化(法28条2)
- 2012年
危険有害な**全物質**の情報伝達の努力義務化(規則24条の14:ラベル貼付、規則24条の15:SDS交付)—GHS(JIS)を参照
- 2016年
リスクアセスメントの義務化(法第57条3)



表示及びリスクアセスメント関連法規

平成 28 年 5 月 31 日迄

平成 28 年 6 月 1 日以降



表示・文書交付対象とならないもの

一般消費者の生活の用に供される製品等は 除かれる

- ✓ 医薬品医療機器法に定められている医薬品・医薬部外品および化粧品
- ✓ 農薬取締法に定められている農薬
- ✓ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ✓ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品
- ✓ 一般消費者のもとに提供される段階の食品



ラベル、SDS及びリスクアセスメント 対象物質の推移

項目	義務又は 努力義務	過去 (2006年)	2022年	2025年？	遠未来？
表示	義務	99物質	674物質	約2900物質	危険有害な 全物質
	努力義務	—	危険有害な 全物質	危険有害な 全物質	—
SDS交付	義務	640物質	674物質	約2900物質	危険有害な 全物質
	努力義務	—	危険有害な 全物質	危険有害な 全物質	—
リスクアセ メント	義務	—	674物質	約2900物質	危険有害な 全物質
	努力義務	危険有害な 全物質	危険有害な 全物質	危険有害な 全物質	—



GHS導入(情報共有)により 労働安全衛生法(化学物質管理) が進化した



法令準拠型から自律的な管理へ

【現時点での問題点】

- 義務(罰則付き)と努力義務(罰則なし)が混在している
- 事業者等関係者の意識が法令準拠型のままである
- 小規模事業場への支援が不十分である



自律的な管理 ➡ 事業者の対応

自らを守るための自律的な管理！

化学物質による災害に関する近年の判例：
国内法令を順守していたかどうか以上に事業者が
やるべきことをやっていたかどうか問われている



同業団体等の対応

- 目標：同業各社における化学物質による労災事故ゼロ
- これまでの労働安全衛生対策の見直し
 - 自律的な管理への移行
- 使用物質の危険性・有害性情報に関する認識及び管理への責任と自負を持つ
- 業種・作業別リスクアセスメント・マニュアルの作成
 - 委員会の設立
 - 危険性・有害性情報、作業場データの収集
 - マニュアルの草案作成
 - 現場での試行とフィードバック
- 全国同業者への情報発信・支援



各事業者の対応

- 目標：事業場内労働者の安全確保
- 化学物質管理者の選任と位置づけの明確化
 - 選任義務化は令和6年4月から
 - 化学物質管理者講習（講習は令和4年開始予定）
（非製造業者においては化学物質管理者の講習参加は推奨）
- 使用化学物質のリストアップ
- 労働者との危険性・有害性情報の共有
- リスクアセスメントの実施（同業団体マニュアルの利用）
 - 労働者が参画する
 - 専門家の支援（測定など）を受ける
- リスクアセスメント結果の労働者への周知
- 対策の優先順位の決定及び実行





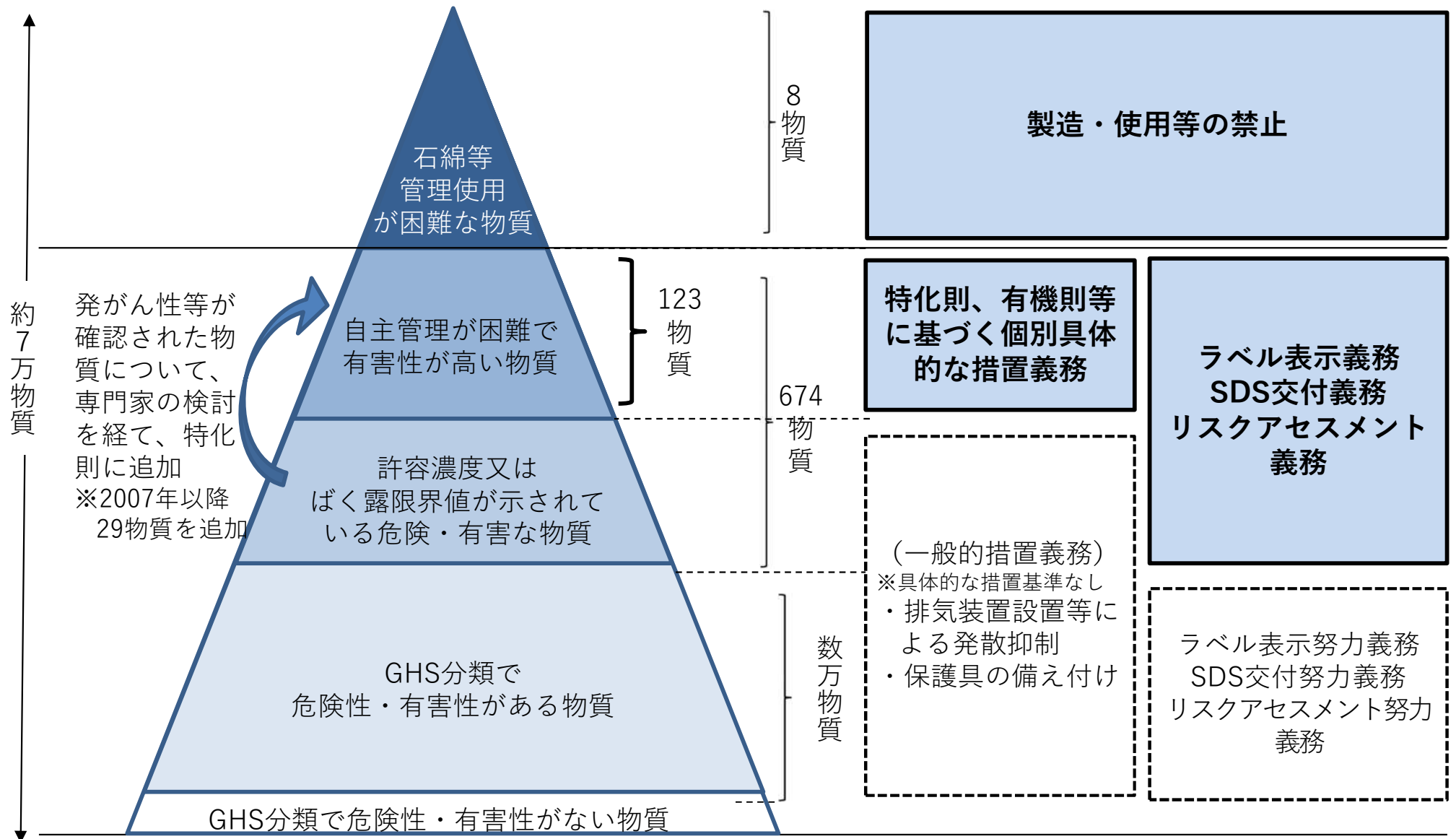
〇〇資料

(仮)労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課
労働衛生課

1 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系

1 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系

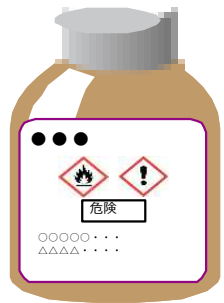


1 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系②

GHSに基づくラベル・SDS

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals）」（GHS）（国連勧告）に基づく分類、JIS Z7252, 7253及び事業者向けGHS分類ガイダンス等に依ります。

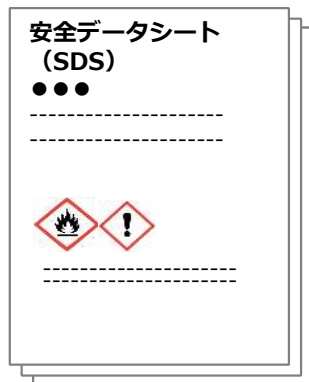
ラベルの表示



(製品の特定名)	△△△製品	〇〇〇〇	(絵表示)	
(注意喚起語)	危険			
(危険有害性情報)	・引火性液体及び蒸気 ・吸入すると有毒 ……			
(注意書き)	・火気厳禁 ・防毒マスクを使用する ……			

SDS(安全データシート)

事業者間の取引時にSDSを提供し、化学物質の危険有害性や適切な取扱い方法などを伝達



- | | |
|-------------------|---------------|
| 1 化学品および会社情報 | 9 物理的および化学的性質 |
| 2 危険有害性の要約（GHS分類） | 10 安定性および反応性 |
| 3 組成および成分情報 | 11 有害性情報 |
| 4 応急措置 | 12 環境影響情報 |
| 5 火災時の措置 | 13 廃棄上の注意 |
| 6 漏出時の措置 | 14 輸送上の注意 |
| 7 取扱いおよび保管上の注意 | 15 適用法令 |
| 8 ばく露防止および保護措置 | 16 その他の情報 |

1 労働安全衛生法令における化学物質管理の体系③

GHS絵表示と対象となる危険有害性

				
爆弾の爆発	炎			円上の炎 ガスボンベ
- 爆発物 - 自己反応性化学品 - 有機過酸化物	- 可燃性ガス - エアゾール - 引火性液体 - 可燃性固体	- 自己反応性化学品 - 自然発火性液体 - 自然発火性固体 - 自己発熱性化学品	- 水反応可燃性化学品 - 有機過酸化物 - 鈍性化爆発物	- 酸化性ガス - 酸化性液体 - 酸化性固体
				
腐食性	どくろ	健康有害性	感嘆符	環境
- 金属腐食性化学品 - 皮膚腐食性／刺激性 - 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	急性毒性	- 呼吸器感作性 - 生殖細胞変異原性 - 発がん性 - 生殖毒性 - 特定標的臓器毒性(単回ばく露) - 特定標的臓器毒性(反復ばく露) - 誤えん有害性	- 急性毒性 - 皮膚腐食性／刺激性 - 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 - 皮膚感作性 - 特定標的臓器毒性(単回ばく露) - オゾン層への有害性	- 水生環境有害性、短期(急性) - 水生環境有害性、長期(慢性)

- 1 職場における化学物質管理の課題
- 2 規制の見直し
- 3 改正の全体像

1 職場における化学物質管理の課題①

労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

業種	原因物質	GHS絵表示	発生状況
商業 (H31.4月)	次亜塩素酸ナトリウム (未規制物質)		倉庫内で、次亜塩素酸ソーダ水を浸み込ませ、絞った雑巾を使用して、木製パレットに付着したカビの払しょく作業をしていたところ、作業員が両手化学熱傷となった。
保健衛生業 (R1.7月)	塩素 (第2類物質)		事業場内のエントランスホール及び談話室において、入所者にお茶を提供する作業を行っていたところ、加湿器に誤って次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、発生したガスにより吐き気や咳込み等の症状を発し、救急車で病院に搬送され、塩素ガス中毒と診断された。
中毒・葉傷 製造業 (H30.2月)	メチルエチルケトン (第2類有機溶剤)		製造室内で使用期限切れのインクジェッター用のインクカートリッジを廃液用ポリ容器に移していた際に、インクをこぼしてしまい、約30分、溶剤を使用してインクの拭き取り作業を行った。その間、同室内の10数m離れた場所で別の作業を行っていた被災者が、翌日に頭痛を申し出たため、病院で診察を受けたところ、有機溶剤中毒と診断された。
ビルメンテナンス業 (H29.4月)	フッ化水素 (第2類物質)		出張先でのトイレ清掃作業中、便器、床等の水垢洗浄のため、洗浄剤(フッ化水素含有)を使用して作業員3名が作業をしていたところ、咳、発熱、関節痛、倦怠感など体調不良を訴えた。その後、ふらつき等の症状が激しくなったため、救急搬送され、フッ化水素中毒と診断された。

1 職場における化学物質管理の課題②

中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

企業規模	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスクア セスマン ト (実施率)
	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質	
5,000人 以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%
1,000～ 4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%
300～ 999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%
100～ 299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%
50～99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%
30～49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%
10～29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%

企業規模	有害業務 に従事して いる認識 がある割 合	有害業務 に関する 教育又は 説明を受 けた経験 がある割 合	SDSがど のようなも のかを知 っている 割合	ラベルが どのような ものを知 っている 割合
5,000人 以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～ 4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～ 999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～ 299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

※出典：平成30年労働安全衛生調査(実態調査)、平成26年労働環境調査

1 職場における化学物質管理の課題③

有害作業に係る化学物質の管理状況

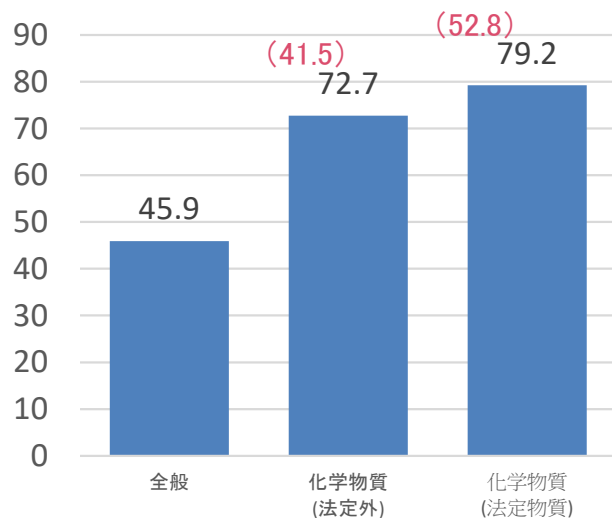
○ 特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。

○ リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がいない」、「方法が分からない」などが多い。

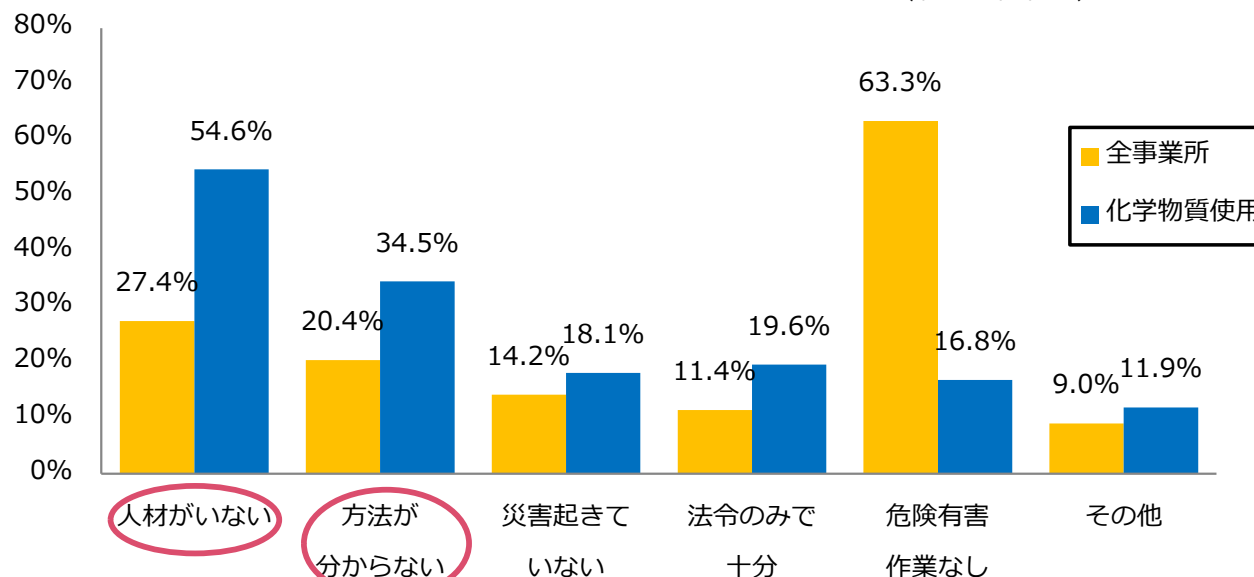
有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合				
	H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の 製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

リスクアセスメント実施率

(カッコ内は、「すべて実施」の割合)



リスクアセスメントを実施しない理由 (複数回答)



(資料出所) 平成29年労働安全衛生調査(実態調査)概況

※ 実施率集計 「化学物質」のリスクアセスメント実施率は、「すべての化学物質について実施」、「一部実施」の合計
 ※※ 理由集計 「全事業所」：概況(全調査対象事業所の50.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)
 「化学物質使用」：特別集計(化学物質使用事業所(全調査対象事業所の6.7%)の8.4%がいかなるリスクアセスメントも実施していない)

2 規制の見直し

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾患は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルトートルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾患も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

2 参集者 ※役職は、報告書とりまとめ当時のもの。

《本検討会》

明石 祐二	(一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
尾崎 智	(一社)日本化学工業協会常務理事(第14回検討会～)
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
高橋 義和	UAゼンセン労働条件局部長
中澤 善美	全国中小企業団体中央会参与
永松 茂樹	(一社)日本化学工業協会常務理事(～第13回検討会)
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
宮腰 雅仁	JEC連合副事務局長

《リスク評価ワーキンググループ》

植垣 隆浩	三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証本部化学品管理部長
梅田 真一	(一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部长
漆原 肇	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长
大前 和幸	慶應義塾大学名誉教授
甲田 茂樹	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理
○城内 博	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
名古屋俊士	早稲田大学名誉教授
平林 容子	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
村田麻里子	製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長
山岸 新一	JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長)
山口 忍	DIC(株)レスポンシブルケア部化学物質情報管理グループマネージャー

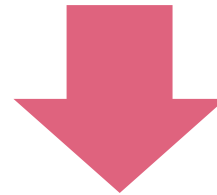
3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

3 改正の全体像①

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」(令和3年7月19日公表)において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令(以下「安衛令」という。)及び労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)等における規定について、見直しを行うもの。

(限られた数の) 特定の化学物質に対して
(特別則で) 個別具体的な規制を行う方式

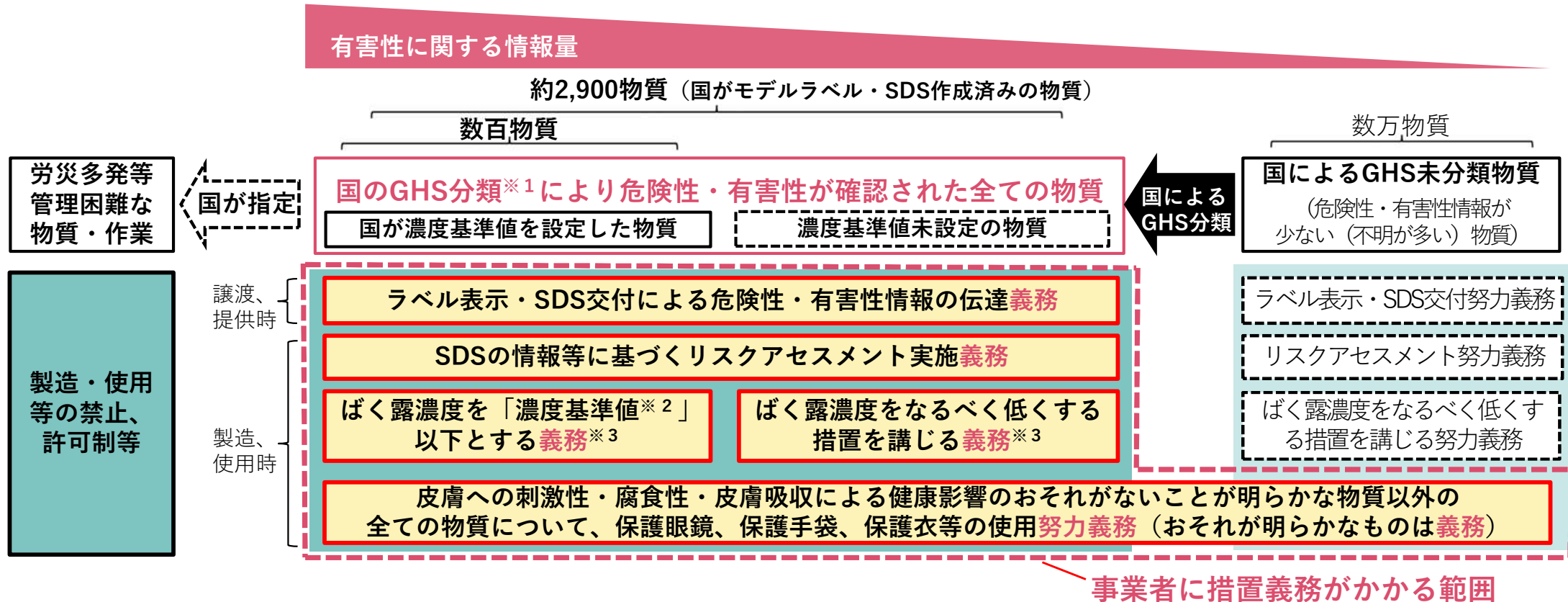


特別則で未規制の物質を主眼として

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者を求める

- **ばく露を最小限**とすること
(危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務)
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**こと
- 達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、**事業者が適切に選択**すること

3 改正の全体像②



※1 GHS(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」の略称であり、国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類・表示方法を定めている。

※2 濃度基準値 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」における「ばく露限界値(仮称)」を指す。

※3 ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択

①有害性の低い物質への変更、②密閉化・換気装置設置等、③作業手順の改善等、④有効な呼吸用保護具の使用

改正の概要

- 1 化学物質管理体系の見直し
- 2 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立
- 3 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化
- 4 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外
- 5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

1 化学物質管理体系の見直し①

安衛令

安衛則

1 - 1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加

2024(R6).4.1 施行

- 労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）第57条～第57条の3の対象となる化学物質として、国によるGHS分類に基づき、危険性・有害性が確認された全ての物質を順次規制対象に追加する。
- 令和3年度の安衛令改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分1相当の有害性を有する物質（234物質）を安衛令別表第9に追加し、規制対象とする。
- 安衛令別表第9に追加した物質の裾切り値は、安衛則別表第2に定める。※1
- 施行日（令和6年4月1日）において現に存するものについては、令和7年3月31日までの間、名称等の表示義務に係る労働安全衛生法第57条第1項の規定を適用しないこととする。

・危険有害性のある化学物質を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装に、当該化学物質の名称等の表示を行わなければならない。また、危険有害性のある化学物質を譲渡し、又は提供する者は、文書（SDS※2）の交付等により、当該化学物質の名称等の通知をしなければならない。【安衛法第57条及び法第57条の2】

・当該化学物質を取り扱う際に、化学物質の危険有害性等の調査（リスクアセスメント）を実施しなければならない。【安衛法第57条の3】

※1 新たに表示・通知義務の対象となる物の裾切り値については、原則として、以下によるものとする。

①国連勧告のGHSに基づき、濃度限界とされている値とする。ただし、それが1%を超える場合は1%とする。

②複数の有害性区分を有する物質については、①により得られる数値のうち、最も低い数値を採用する。

③リスク評価結果など特別な事情がある場合は、上記によらず、専門家の意見を聴いて定める。

※2 SDS（安全データシート）

化学物質の成分や人体に及ぼす作用等、化学物質の危険有害性情報を記載した文書で、法第57条の2第1項にて、規制対象物質を譲渡・提供等する場合に交付することが義務づけられている。

政府向けGHS分類ガイダンスに基づき国が実施したGHS分類結果に基づく有害性の区分

急性毒性	区分1	区分2～5
皮膚腐食性／刺激性	区分1	区分2～3
眼に対する重篤な損傷性／刺激性	区分1	区分2
呼吸器感作性	区分1	
皮膚感作性	区分1	
生殖細胞変異原性	区分1	区分2
発がん性	区分1	区分2
生殖毒性	区分1	区分2
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1	区分2～3
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1	区分2
誤えん有害性	区分1	区分2

1 化学物質管理体系の見直し②

1-1 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加（つづき）

- ・ 今回の追加物質のほか、国によるGHS分類済み物質は令和4年度以降も順次追加予定。
- ・ 今後の追加物質については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのサイトに、ラベル表示・SDS交付の義務化予定物質リスト（令和5年度追加予定分まで）としてCAS登録番号付きで公開。

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
○ラベル表示・SDS交付義務化 ※改正後施行までの期間は2年程度	234 物質	約700 物質	約850 物質

急性毒性、生殖細胞変異
原性、発がん性、生殖毒性
のいずれかが区分1

左記以外
のいずれ
かが区分1

区分1とな
る有害性
区分なし

- ・ 施行日までに、当該物質を含む製品を譲渡・提供しようとする全ての事業者にはSDS作成に必要な情報がサプライチェーンを通じて確実に伝達されるよう、事業者の皆様に対し、施行日より早い段階から追加対象化学物質に対応したSDSを作成し、提供を行っていただくよう要請。

【改正政令の施行前におけるSDSの「項目15 適用法令」欄の記載例（令和4年1月11日付基安化発0111第1号）】

労働安全衛生法

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）（○年○月○日以降）

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）（○年○月○日以降）

危険性又は有害性等を調査すべき物（法第57条の3）（○年○月○日以降）

※「○年○月○日」には施行予定日を記載

この趣旨を踏まえた内容であれば、記載例と異なる表現であってもかまいません。

◆労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト（R03）（2022/2/24更新）

▼ Excelファイルダウンロード

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(R03)ダウンロード(Excel)

「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(R03)」をクリックで開く▲

国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性の категорияで区分1相当の有害性を有する物質として、労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付を義務化した対象物質リスト（令和6年4月1日施行）です。

※1 Noは、このリストの中で名称順に便宜的に付与したものであり、政令番号とは異なります。なお、SDSに政令番号を記載する義務はありません。

※2 CAS登録番号(CAS RN®)は参考として示したものです。構造異性体等が存在する場合には異なるCAS RN®が割り振られることがあります。対象物質の当否の判断は物質名で行います。

※3 ラベル・SDSの掲載箇所は、平成27年8月3日付基安発0803第2号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等(第1号)」(リンク先は厚生労働省)の第3の2(2)に沿って設定したものです。

No	名称	英語名称	CAS RN®	ラベル の 掲載 箇所 (重量%)	SDS 掲載 箇所 (重量%)	(備考)
1	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2-(dimethylamino)ethyl acrylate	2439-35-2	1	0.1	
2	アザチオプリン	azathioprine	446-86-6	0.1	0.1	

1 化学物質管理体系の見直し③

安衛則

1-2 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

2023(R5).4.1 施行

①労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度について、以下の方法等により最小限度にすることとする。

- i 代替物等の使用 ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働
- iii 作業の方法の改善 iv 有効な呼吸用保護具の使用

②リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露を抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として厚生労働大臣が定める物質（以下「濃度基準値設定物質」という。）については、労働者がばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準（以下「濃度基準値」という。）以下とする。

2024(R6).4.1 施行

(2) (1) に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

2023(R5).4.1 施行

(1) に基づく措置の内容及び労働者のばく露の状況について、(一)労働者の意見を聴く機会を設けることとし、(二)記録を作成し、3年間（がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（以下「がん原性物質」という。）（※）については30年間）保存することとする。

((1)①に係る部分)

2024(R6).4.1 施行

((1)②に係る部分)

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

2023(R5).4.1 施行

(1) ①のリスクアセスメント対象物以外の物質についても、労働者がばく露される程度について、代替物の使用、発散源の密閉設備等の設置及び稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用等により、最小限度にするように努めることとする。

※ がん原性物質は、次のカテゴリの中から厚生労働大臣告示で示すことを予定。

- ・ GHS分類で発がん性区分1の物質
- ・ 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針（いわゆる「がん原性指針」）の対象物質

1 化学物質管理体系の見直し④

安衛則

1-3 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性又は皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる有害性に応じて、当該物質又は当該物質を含有する製剤（皮膚等障害化学物質）を製造し、又は取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、労働者に皮膚障害等防止用保護具を使用させることとする。

①健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用

● 努力義務

2023(R5).4.1 施行



● 義務

2024(R6).4.1 施行

②健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外^①の物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者（①の労働者を除く）

→ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用：努力義務

2023(R5).4.1 施行

健康 障害のおそれ	2023(R5) 4.1	2023(R6) 4.1
明らかな ^①		努力義務 → 義務
ないことが明らかなでない ^②		努力義務
ないことが明らかな		(皮膚障害等防止用保護具の着用は不要)

1 化学物質管理体系の見直し⑤

安衛則

1 - 4 衛生委員会の付議事項の追加

2023(R5).4.1 施行
(①に係る部分)

2024(R6).4.1 施行
(②～④に係る部分)

衛生委員会における付議事項に以下の事項（1 - 2（1）及び1 - 8（1）関係）を追加し、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける（※）。

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること
- ② 1 - 2（1）②の濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を1 - 2（1）②の濃度基準値以下とするために講ずる措置に関すること
- ③ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ④ 濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置に関すること

（※）衛生委員会の設置義務のない労働者数50人未満の事業場においても、安衛則第23条の2に基づき、上記の事項について、関係労働者からの意見聴取の機会を設けなければならないこととする。

1 - 5 がん等の遅発性疾病の把握の強化

2023(R5).4.1 施行

化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、当該がんへの罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴き、医師が当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該労働者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこととする。

1 化学物質管理体系の見直し⑥

安衛則

1-6 リスクアセスメント結果等に係る記録の作成及び保存

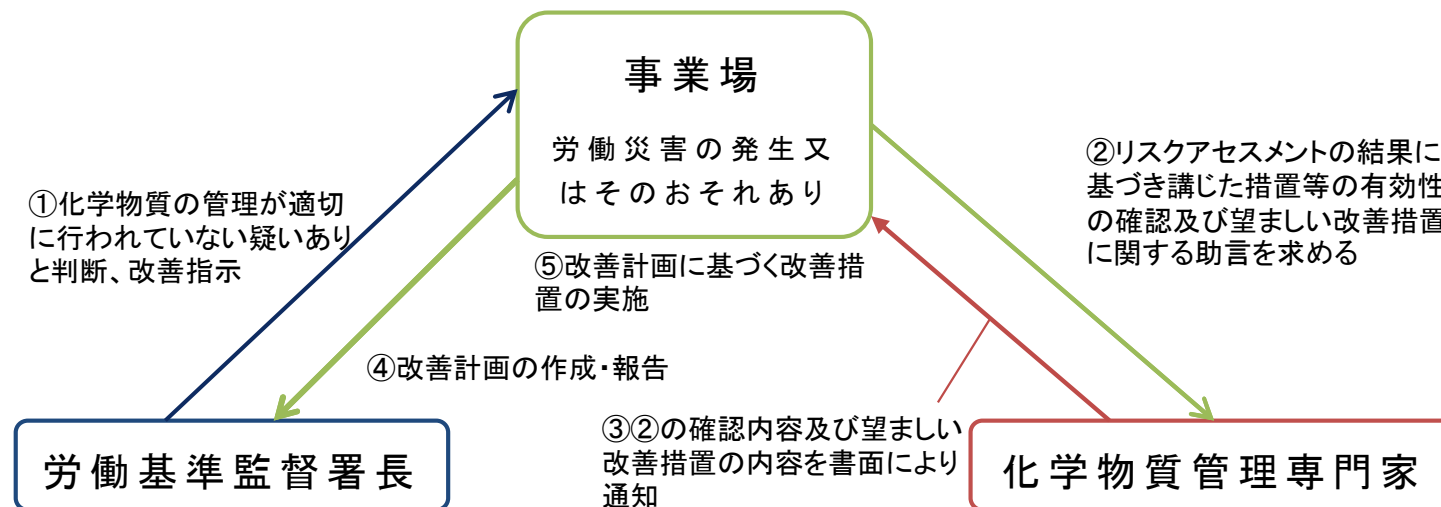
2023(R5).4.1 施行

リスクアセスメントの結果及び当該結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等について、記録を作成し、次のリスクアセスメントを行うまでの期間（次のリスクアセスメントが3年以内に実施される場合は3年間）保存するとともに、関係労働者に周知させなければならないこととする。

2024(R6).4.1 施行

1-7 化学物質による労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示

- ・労働災害の発生又はそのおそれのある事業場について、労働基準監督署長が、当該事業場における化学物質の管理が適切に行われていない疑いがあると判断した場合は、当該事業場の事業者に対し、改善を指示することとする。
- ・改善の指示を受けた事業者は、化学物質管理専門家（※化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者）から、リスクアセスメントの結果に基づき講じた措置の有効性の確認及び望ましい改善措置に関する助言を受けた上で、一月以内に改善計画を作成し、労働基準監督署長に報告し、必要な改善措置を実施しなければならないこととする。



(※)化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示で示すことを予定。(修正の可能性あり)

- ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として5年以上実務経験
- ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験
- ・作業環境測定士として8年以上実務経験
- ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者等を想定）

様式
改善計画書

改善計画報告書

事業場の名称			
事業場の所在地	郵便番号（ ）		
	電話 （ ）		
所轄労働基準監督署長から改善指示を受けた日	年 月 日		
化学物質管理専門家から通知を受けた日	年 月 日		
改善計画の作成日	年 月 日		
通知を行つた化学物質 管理専門家	所属事業場名		
	氏 名		
備 考 欄			

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

備考

- 1 通知を行つた化学物質管理専門家が、労働安全衛生規則第34条の2の10第2項に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写しを添付すること。
- 2 化学物質管理専門家が作成した労働安全衛生規則第34条の2の10第3項に規定する確認結果及び改善措置に係る助言の通知の写しを添付すること。
- 3 労働安全衛生規則第34条の2の10第4項に規定する改善計画の写しを添付すること。

1 化学物質管理体系の見直し⑦

安衛則

1－8 リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務（健康診断等）

2024(R6).4.1 施行

（１）リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露防止措置の一環としての健康診断の実施・記録作成等

- ・ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が必要と認める項目についての健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。
- ・ 1－2（１）②の濃度基準値設定物質について、労働者が1－2（１）②の濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施することとする。
- ・ 上記の健康診断を実施した場合は、当該記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に係る健康診断については**30年間**）保存することとする。

（２）がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1 施行

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、又は取り扱う業務を行う場合は、当該業務の作業歴について記録をし、当該記録を**30年間保存**することとする。

○ 労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年厚生労働省告示第3号）の改正

当該指針について、以下の改正を行う予定。

- ・ 化学物質管理者の選任、濃度基準値の設定等、上記3の省令改正事項を反映する。
- ・ 「リスクの見積り」において、最新の知見を踏まえ、感作性物質、経皮吸収による健康障害、麻酔作用を有する化学物質に係る留意事項を追加する。
- ・ 「リスクの見積り」方法について、最新の知見を踏まえ、個人ばく露測定、数理モデル等の方法を追加する。

様式 リスクアセスメント 対象物健康診断個人票

リスクアセスメント対象物健康診断個人票

氏 名		生 年 月 日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別	男・女		
製造し、又は取り扱うリスクアセスメント対象物の名称					
医 師 又 は 歯 科 医 師 に よ る 健 康 診 断	健 康 診 断 実 施 者	医師 ・ 歯科医師			
	健 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	健 診 の 種 別	(第 項)	(第 項)	(第 項)	(第 項)
	医師又は 歯科医師が 必要と認める 項目				
	医師又は歯科医師の診断				
健康診断を実施した医師 又は歯科医師の氏名					
医師又は歯科医師の意見					
意見を述べた医師又は 歯科医師の氏名					
備 考					

様式第24号の2（第577条の2関係）（裏面）

〔備考〕

- 1 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとすること。
- 2 「健康診断実施者」の欄中、「医師」又は「歯科医師」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 3 「健診の種別」の欄の「(第 項)」内には、労働安全衛生規則第577条の2第3項の健康診断（リスクアセスメントの結果に基づき、関係労働者の意見を聴き、必要があると認めるときに行う健康診断）を実施した場合は「3」を、同条第4項の健康診断（厚生労働大臣が定める濃度の基準を超えてリスクアセスメント対象物にばく露したおそれがあるときに行う健康診断）を実施した場合は「4」を記入すること。
- 4 「医師又は歯科医師が必要と認める項目」の欄は、リスクアセスメント対象物ごとに医師又は歯科医師が必要と判断した検診又は検査等の名称及び結果を記入すること。
- 5 「医師又は歯科医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師又は歯科医師の診断を記入すること。
- 6 「医師又は歯科医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師又は歯科医師の意見を記入すること。

2 化学物質の自律的な管理のための 実施体制の確立①

安衛則

2 - 1 化学物質管理者の選任の義務化

2024(R6).4.1施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場（業種・規模要件なし）
 - ※個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任する
 - ※一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
 - ※事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

★リスクアセスメント対象物

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質

(2) 選任要件

- ・化学物質の管理に係る業務を適切に実施できる能力を有する者
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場 → 専門的講習（※）の修了者
- ・リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場
→ 資格要件無し（別途定める講習の受講を推奨）

（※）専門的講習のカリキュラムは、以下の内容を
厚生労働大臣告示で制定予定（修正の可能性あり）

	科目	時間
学科教育	化学物質災害の発生の原因	一時間
	化学物質の危険有害性	二時間
	関係法令	一時間
	化学物質の危険性又は有害性の調査	三時間
	化学物質の危険性又は有害性の調査の結果に基づく措置	二時間
実習	化学物質の危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置	三時間

(3) 職務

- ・ラベル・SDS（安全データシート）の確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- ・リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ・化学物質の自律的な管理に係る労働者への周知、教育
- ・ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

2 化学物質の自律的な管理のための 実施体制の確立②

安衛則

2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化 2024(R6).4.1 施行

(1) 選任が必要な事業場

- ・リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

- ・保護具について一定の経験及び知識を有する者（要件は通達でされている。）

(3) 職務

- ・有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に係る業務

(2) 選任要件

- ① 化学物質管理専門家
- ② 作業環境管理専門家
- ③ 労働衛生コンサルタント
- ④ 第1種衛生管理者又は
衛生工学衛生管理者
- ⑤ 作業主任者
- ⑥ 安全衛生推進者

2-3 雇入れ時等教育の拡充 2024(R6).4.1 施行

雇入れ時等の教育のうち、特定の業種においては一部教育項目の省略が認められているところ、当該省略規定を廃止し、危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育が行われるようにする。

《現行制度》

雇入れ時等教育の教育項目（以下の1～8の各項目について、当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について実施）

1. 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取り扱い方法に関する事
2. 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関する事
3. 作業手順に関する事
4. 作業開始時の点検に関する事

5. 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及びその予防に関する事
6. 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
7. 事故時等における応急措置及び退避に関する事
8. 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

以下の業種以外の業種では、1～4の項目は省略可能

- ・林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ・製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

2 化学物質の自律的な管理のための 実施体制の確立③

安衛令

2-4 職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大

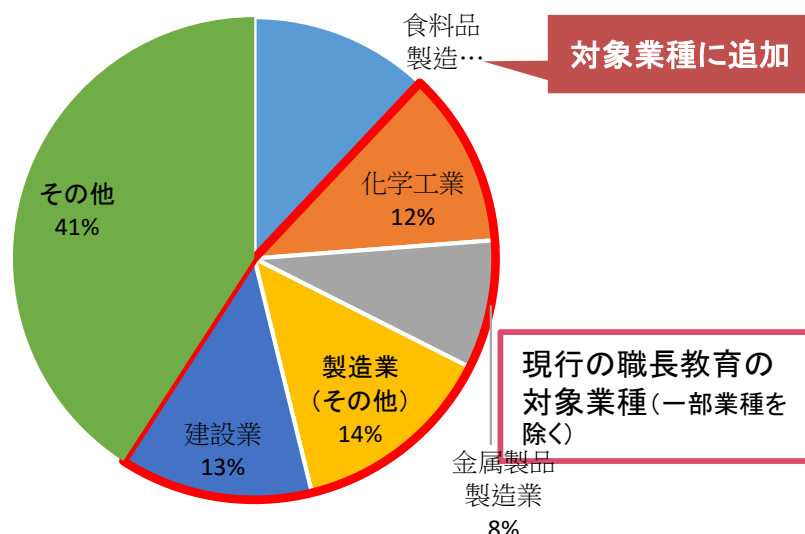
2023(R5).4.1 施行

安衛法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされており、その対象業種に、以下の業種を追加する。

- ・ 食料品製造業 ※ 食料品製造業のうち、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、すでに職長教育の対象。
- ・ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

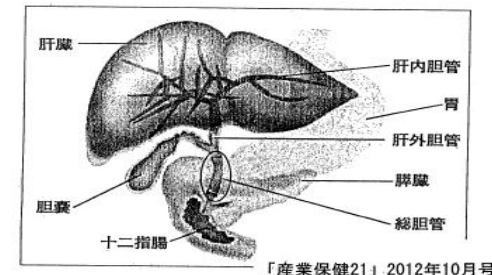
<背景>

①食料品製造業における災害の割合が高い



②平成24年3月に大阪府内にある印刷事業場の労働者が化学物質の使用により胆管がんを発症するなど、印刷関連業務における災害が発生

→「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」を対象業種に追加



3 化学物質の危険性・有害性に関する 情報の伝達の強化①

安衛則

3-1 SDS等による通知方法の柔軟化

2022(R4).5.31(公布日)施行

SDS情報の通知手段として、相手方が容易に確認可能な方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用することができることとする。

(現行)

- ・文書の交付
- ・相手方が承諾した方法
(磁気ディスクの交付、
FAX送信など)



(改正案)

事前に相手方の承諾を得なくても、以下の方法による通知を可能とする

- ・文書の交付、磁気ディスク・光ディスクその他の記録媒体の交付
- ・FAX送信、電子メール送信
- ・通知事項が記載されたホームページのアドレス、二次元コード等を伝達し、閲覧を求める

3-2 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

2023(R5).4.1施行

SDSに係る通知事項の一つである「人体に及ぼす作用」について、定期的に確認・更新し、変更内容を知（※）することとする。

5年以内ごとに1回、記載
内容の変更の要否を確認



変更があるときは、
確認後1年以内に更新



変更をしたときは、
SDS通知先に対し、変更内容を知

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新及び通知を努力義務とする。

3-3 SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化

2024(R6).4.1施行

- ・ SDSに係る通知事項として、新たに「（譲渡提供時に）想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を追加する。
- ・ SDSに係る通知事項の一つである「成分及びその含有量」における、成分の含有量の記載について、従来の10%刻みでの記載方法を改め、重量パーセントの記載を求めることとする。（※製品により、含有量に幅があるものについては、濃度範囲による表記も可。）

3 化学物質の危険性・有害性に関する 情報の伝達の強化②

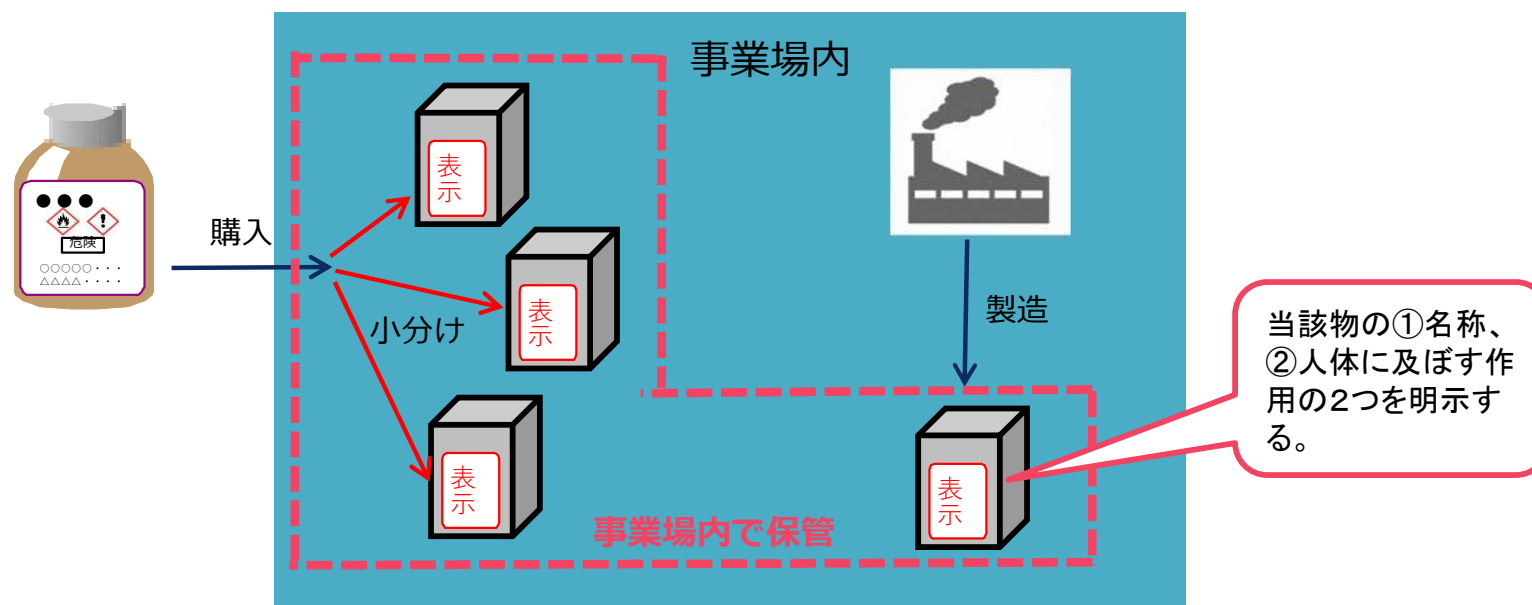
安衛則

3-4 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

2023(R5).4.1 施行

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている危険・有害物質（以下「ラベル表示対象物」という。）について、譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示・文書の交付その他の方法により、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないこととする。

- ・ ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- ・ 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



○ 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成24年厚生労働省告示第133号）の改正3-1から3-4までの改正に伴い、以下の改正を行う。

- ・ 事業者が容器等に入った化学物質を労働者に取り扱わせる際、容器等に表示事項をすべて表示することが困難な場合においても、最低限必要な表示事項として、「人体に及ぼす作用」を追加する。
- ・ 労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認める。

3 化学物質の危険性・有害性に関する 情報の伝達の強化③

安衛令

3 - 5 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 2023(R5).4.1 施行

安衛法第31条の2の規定により、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を以下のとおり拡大する。

(現行)

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・ 特定化学設備（特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備）



対象拡大

(改正後) 下線部の追加

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱設備）
- ・ 通知対象物（労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質）の製造・取扱設備（現行の特定化学設備を含む）

※新たに措置の対象となる設備に係る安衛法第31条の2に規定する作業に係る仕事であって、施行日（令和5年4月1日）前に請負契約が締結されたものについては、令和5年9月30日までの間、同条の規定は適用しないこととする。

4 化学物質管理の水準が一定以上の 事業場の個別規制の適用除外

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認定した事業場については、当該認定に係る特別規則（※1）について個別規制の適用を除外し、当該特別規則の適用物質に係る管理を、事業者による自律的な管理（リスクアセスメントに基づく管理）に委ねることができることとする。

＜認定の主な要件＞

2023(R5).4.1 施行

- ①認定を受けようとする事業場に、専属の化学物質管理専門家（※2）が配置され、当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。
 - イ 特定化学物質に係るリスクアセスメント（労働安全衛生規則第34条の2の7第1項）の実施に関すること。
 - ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。
- ②過去3年間に、各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業4日以上^{労働災害}が発生していないこと。
- ③過去3年間に、各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第一管理区分であったこと。
- ④過去3年間に、各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、新たに異常所見があると認められる労働者がいなかったこと。
（粉じん則については、じん肺健康診断の結果、新たにじん肺管理区分が管理2以上に決定された者又はじん肺管理区分が決定されていた者でより上位の区分に決定された者がいなかったこと。）
- ⑤過去3年間に、1回以上、リスクアセスメントの結果及び結果に基づき事業者が講ずる労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置の内容（労働安全衛生規則第34条の2の8第1項第3号及び第4号）について、当該事業場に属さない化学物質管理専門家による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において特定化学物質による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。
- ⑥過去3年間に、事業者が当該事業場について労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

＜認定の更新＞

- ・認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこと。
- ・①から③までの規定は、前項の認定の更新について準用すること。

（※1）所轄都道府県労働局長の認定は、事業者からの申請に基づき、特化則、有機則、鉛則又は粉じん則の各省令ごとに別々に行い、当該認定に係る省令についての個別規制について適用除外とする。

（※2）化学物質管理専門家の要件は、厚生労働大臣告示で示すことを予定（再掲。修正の可能性あり。）

- ・労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として5年以上実務経験
- ・衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験
- ・作業環境測定士として8年以上実務経験
- ・その他上記と同等以上の知識・経験を有する者（オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者等を想定）

様式 特化則適用除外 認定申請書

特定化学物質障害予防規則適用除外認定申請書（新規認定・更新）

事業の種類	
事業場の名称	
事業場の所在地	郵便番号（ ） 電話（ ）
申請に係る特定化学物質の名称	
申請に係る特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業又は業務に常時従事する労働者の人数	

年 月 日

事業者職氏名

都道府県労働局長 殿

備考

- 表題の「新規認定」又は「更新」のうち該当しない文字は、抹消すること。
- 適用除外の新規認定又は更新を受けようとする事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。なお、更新の場合は、過去に適用除外の認定を受けたことを証する書面の写しを添付すること。
- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①事業場に配置されている化学物質管理専門家が、特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写し
 - ②上記①の者が当該事業場に専属であることを証する書面の写し（当該書面がない場合には、当該事実についての申立書）
 - ③特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第3号及び第4号に該当することを証する書面
 - ④特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第5号の化学物質管理専門家による評価結果を証する書面
- 4④の書面は、当該評価を実施した化学物質管理専門家が、特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号に規定する事業場における化学物質の管理について必要な知識及び技能を有する者であることを証する書面の写しを併せて添付すること。
- 4④の書面は、評価を実施した化学物質管理専門家が、当該事業場に所属しないことを証する書面の写し（当該書面がない場合には、当該事実についての申立書）を併せて添付すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

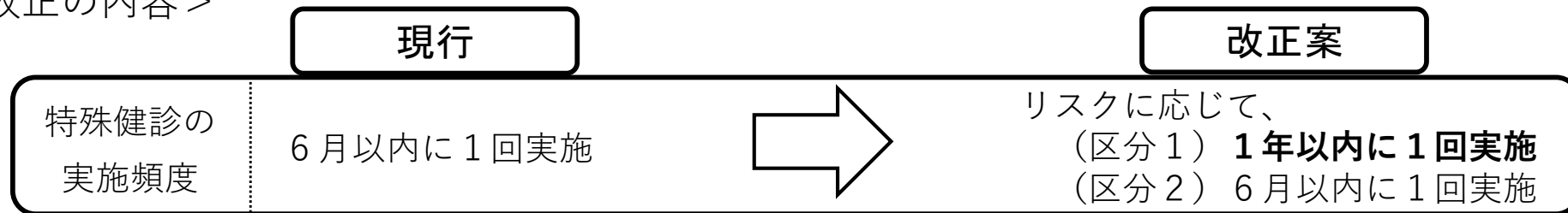
5 ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和

特化則	有機則
鉛則	
四アルキル鉛則	

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く。）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和できることとする。

2023(R5).4.1 施行

< 改正の内容 >



要件	実施頻度
以下のいずれも満たす場合（区分1） ①当該労働者が作業する単位作業場所における 直近3回の作業環境測定結果が第一管理区分に区分されたこと。 （※四アルキル鉛を除く。） ② 直近3回の健康診断において、当該労働者に新たな異常所見がないこと。 ③直近の健康診断実施日から、 ばく露の程度に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと。	次回は 1年以内に1回 （実施頻度の緩和の判断は、前回の健康診断実施日以降に、左記の要件に該当する旨の情報が揃ったタイミングで行う。）
上記以外(区分2)	次回は6月以内に1回

※上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

※同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

※四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用することとする。

6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化①

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

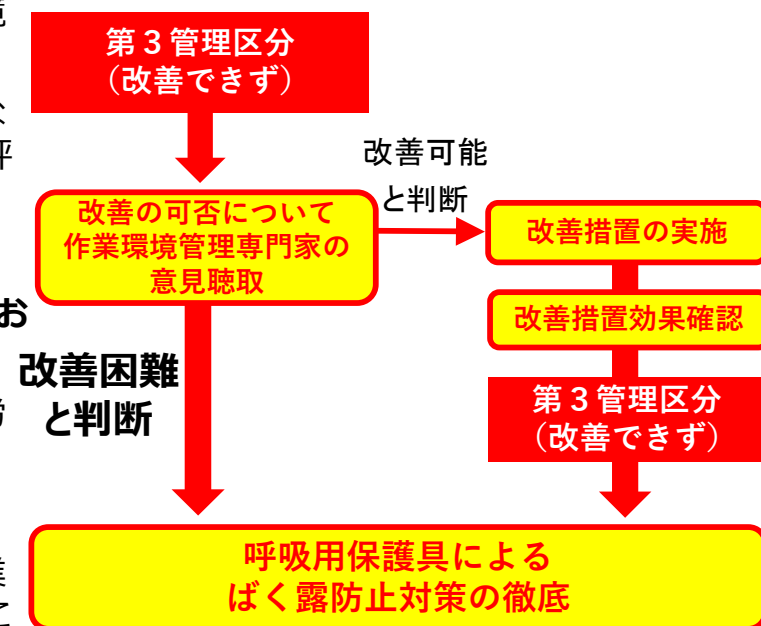
2024(R6).4.1 施行

(1) 作業環境測定の評価結果が第三管理区分に区分された場合の義務

- ①当該場所の作業環境の改善の可否及び可能な場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家（※1）の意見を聴くこと。
- ②当該場所の作業環境の改善が可能な場合、作業環境管理専門家の意見を勘案して必要な改善措置を講じ、当該改善措置の効果を確認するための濃度測定を行い、その結果を評価すること。

(2) 上記①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合及び上記②の測定評価の結果なお第三管理区分に区分された場合の義務

- ①個人サンプリング法等による化学物質の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ②①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。
- ③保護具着用管理責任者（※5）を選任し、（2）①、②及び（3）①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導（呼吸用保護具に関する事項に限る。）等を担当させること。
- ④（1）①の作業環境管理専門家の意見の概要及び（1）②の措置及び評価の結果を労働者に周知すること。
- ⑤上記措置を講じたときは、遅滞なく当該措置の内容について所轄労働基準監督署長に届出を提出すること。



（※1）作業環境管理専門家の要件は、施行通達のとおり。

- ① 化学物質管理専門家、② 労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）として3年以上実務経験、③ 衛生工学衛生管理者として6年以上実務経験、④ 衛生管理士（労働衛生コンサルタント労働衛生工学）として3年以上の実務経験、⑤ 作業環境測定士として6年以上実務経験、⑥ 作業環境測定士として4年以上実務経験及び必要な研修等を修了した者、⑦ オキュペイショナルハイジニスト又は同等の外国の資格を有する者。

（※2）（※3）（※4）の事項については、厚生労働大臣告示で示すことを予定。

（※5）保護具着用管理責任者の要件は、衛生管理者等の一定の経験及び知識を有する者（詳細は施行通達のとおり）。

様式
第三管理区分措置状況届

第三管理区分措置状況届

事業の種類			
事業場の名称			
事業場の所在地	郵便番号（ ） 電話 （ ）		
労働者数	人		
第三管理区分に区分された場所において製造し、又は取り扱う特定化学物質の名称			
第三管理区分に区分された場所における作業の内容			
作業環境管理専門家の意見概要	所属事業場名		
	氏名		
	作業環境管理専門家から意見を聴取した日	年 月 日	
	意見概要	第一管理区分又は第二管理区分とすることの可否	可 ・ 否
		可の場合、必要な措置の概要	
呼吸用保護具等の状況	有効な呼吸用保護具の使用	有 ・ 無	
	保護具着用管理責任者の選任	有 ・ 無	
	作業環境管理専門家意見等の労働者への周知	有 ・ 無	

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

様式第1号の4（第36条の3の3関係）（裏面）

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①意見を聴取した作業環境管理専門家が、特定化学物質障害予防規則第36条の3の2第1項に規定する事業場における作業環境の管理について必要な能力を有する者であることを証する書面の写し
 - ②作業環境管理専門家から聴取した意見の内容を明らかにする書面
 - ③この届出に係る作業環境測定の結果及びその結果に基づく評価の記録の写し
 - ④特定化学物質障害予防規則第36条の3の2第4項第1号に規定する個人サンプリング測定等の結果の記録の写し
 - ⑤特定化学物質障害予防規則第36条の3の2第4項第2号に規定する呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認した結果の記録の写し

6 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化②

特化則	有機則
鉛則	粉じん則

2024(R6).4.1 施行

(3) (2) の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6月以内ごと（鉛の場合は1年以内ごと）に1回、定期的に、個人サンプリング測定等による特定化学物質等の濃度測定（※2）を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用（※3）させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認（※4）すること。

(4) その他

- ① 作業環境測定の結果、第三管理区分に区分され、上記(1)(2)の措置を講ずるまでの間の応急的な呼吸用保護具についても、有効な呼吸用保護具を使用（前頁※3）させること。
- ② 個人サンプリング法等による測定結果、測定結果の評価結果、呼吸用保護具の装着確認結果を3年間（粉じんに係る測定結果及び評価結果については7年間）保存すること。

4

施行スケジュール

ひと、くらし、みらいのために



施行期日

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質 管理体系の 見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加		2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
実施体制 の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	2023(R5).4.1施行	
情報伝達 の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化		2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外		2023(R5).4.1施行	
特殊健康診断の実施頻度の緩和		2023(R5).4.1施行	
第三管理区分事業場の措置強化			2024(R6).4.1施行

スライドの復習



自律的な管理で何が大きく変わるか？

- ラベル貼付、SDS交付、リスクアセスメントの義務対象物質の増加
- 濃度基準値を目標にしたばく露濃度の抑制
- 事業場規模に拘わらず化学物質管理者の選任義務
- リスクアセスメントに労働者が参画
- 保護具を使用する事業場では保護具着用管理責任者の選任義務
- リスクアセスメントの手法及び対策は事業者の選択
- 特別規則の見直し(措置義務の廃止)による資源の適正配分



法令準拠型と自律的な管理の比較(抜粋)



項目	法令準拠型	自律的な管理
SDS・ラベル・リスクアセスメント対象物質	• R3年現在674物質(義務) • 危険有害な全物質(努力義務)	• R4年以降追加、令和6年度には約2,900物質、以後徐々に追加(義務) • その他危険有害な物質(努力義務)
事業場内の体制及び担当者の選任	衛生委員会、衛生管理者、産業医の選任等50人以上の事業場規模に限定 特別則-作業主任者の選任	左記に加え、 化学物質管理者の選任 は全関連事業場の義務→ 危険性・有害性情報の労働者への周知徹底 (情報共有) 作業に従事する 労働者がリスクアセスメントに参画
リスクアセスメント(作業環境濃度及びばく露濃度の評価、推定方法)	基本的に作業環境測定による値と管理濃度との比較	作業環境測定による値と管理濃度との比較、ばく露濃度測定及び推定による値と 濃度基準値 との比較、 推定方法も可
ばく露低減対策の実施	特別則で定める措置の実施(義務)、リスクアセスメントに基づき事業者が選択	リスクアセスメントに基づき事業者が選択(資源の有効活用) 物質代替、局排設置、保護具着用など
有害物取扱い者に対する健康診断の実施	特別則で定める健診の実施(義務)	定期健康診断(義務)の中でチェックする、リスクアセスメントに基づき事業者が健診を実施(資源の有効活用)
保護具着用管理責任者	粉じん職場(防じんマスク)	事業場が 種々保護具 の使用を選択 75

行政、事業者、労働者、
全て発想の転換が必要!?

~~トップダウン~~



ボトムアップ



質問・コメント



安全第一

